

第16日

令和5年6月28日（水）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第59号議案を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 北川清文君登壇）

○総務文教常任委員長（北川清文君） おはようございます。ただいま議題となりました第59号議案につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

第59号議案朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機分担金徴収条例の制定についてです。

本条例は、市が対応する同報系防災行政無線の戸別受信機の設置に要する費用に充てるため、受益者から徴収する分担金について、必要な事項を定めるものです。

分担金の額は、戸別受信機1台につき5,000円です。防災行政無線放送を屋内で聴取できる戸別受信機については、平成21年度に配備を行わない旨の政策決定がなされていましたが、近年の気象災害の激甚化や、配備を望む住民の声の高まりを受け、希望する世帯へ貸与を行う方針が示されています。

配備については、財源である緊急防災・減災事業債を活用することのできる令和5年度から令和7年度までの期間に、集中して取り組む計画とされています。配備方法として、各地域及び世帯の置かれている状況がそれぞれ異なり、全戸配布がなじまないとの判断から、希望世帯等による申請に基づくこととされています。

本年度は7月から8月までを配備申請の受付期間とし、申出が多い場合は、土砂災害や浸水被害の危険度が高い区域内の世帯を優先に配備されます。貸与期間は無期限です。

本年度予算では、土砂災害警戒区域内の居住世帯数を参考に1,200台を想定した6,900万円が計上されており、希望世帯数に対して予算が不足した場合は、令和6年度以降に配備を行うこととされています。

分担金の額5,000円については、戸別受信機の機器代約3万5,000円に、通信調査や設置にかかる費用、また、アンテナ等の設置が必要な場合は、それに伴う機器管理費及び労務費用を加えた5万円から7万円を基準に、その1割程度の金額として設定されています。

審査に当たりましては、災害時等の情報伝達の在り方に対する市の考え方も含め、2日間をかけて、大きく4つの論点についていただきました。

まず、1点目に、今回の戸別受信機整備に当たり、使用者から分担金を徴収することの是非についてです。

防災行政無線の放送内容が聞こえない場合があることについては、行政の責任において対処すべき事案であり、設置に対する分担金を徴収することに、住民の理解を得られないのではないかとこの点についていただきました。

執行部によりますと、屋内で有線放送、またはコミュニティ無線放送を聴取している世帯が、その維持費用を負担して情報を得ているとの同様に、今回の整備により、戸別受信機を設置する世帯に対しても、一部経費の負担を求める整理をしたとのことです。

また、全戸配布ではなく、希望世帯のみへの配備であることから、受益者負担の考え方をとっているとのことです。

これに対し、委員からは、現行の有線放送またはコミュニティ無線放送では、防災行政無線の一律の内容だけでなく、地域の様々な情報も放送されており、対象世帯はその点も含めた費用を負担していると言えるのではないかとこの点を考慮すると、防災行政無線しか受信できない機器の設置に対し分担金を徴収することは、やはり適切ではないのではないかとこの意見が出されました。

併せて、分担金の金額設定が適切であるかとの質疑に対しては、他自治体の事例を調査の上、設定したものであり、工事等に係る費用を含めた受信機1台当たりの金額に鑑み、妥当と判断しているとの答弁がありました。

2点目に、分担金の減免等の規定の運用についてです。

条例第6条は、災害その他特別の事情により市長が必要と認めるときは、分担金の還付、減免又は徴収猶予ができると規定しています。分担金徴収の是非を検討するに当たり、この規定の具体的な運用についていただきました。

執行部によりますと、特別の事情に該当するものとして、生活保護受給世帯、身体障害者手帳等の交付を受けている世帯等の分担金を全額減免する方針を持っているが、正式には、条例制定後に要綱に定めるものであるため、様々な意見を考慮し、今後検討していきたいとのことです。

3点目に、戸別受信機の機能についてです。

今回配備が予定されている戸別受信機は、防災行政無線の放送内容を屋内で聞くことができるようにするための機器であり、それ以外の放送電波を受信する機能はありません。

そこで、この戸別受信機が本当に住民の希望に沿うものであると言えるのか、実際には、地域放送やラジオ放送も聴取できるような受信機を希望されているのではないかとこの点についていただきました。

執行部によりますと、区会長理事会やコミュニティ会長会で出されている戸別受信機配

備の要望は、屋外で放送されている防災行政無線の内容が聞こえにくいと、屋内で同じ内容を聴取できるようにすることを求めるものであり、地域放送等を聴取できる機器を希望されたものではないとの認識であるとのこと。

なお、各種会議においても、防災行政無線放送では、現行の有線放送等で行われている地域情報の提供はできない旨を説明しているとのこと。

併せて、事業実施に当たっては、この戸別受信機の設置により、地域放送等の受信が可能になるものではないという点を、周知する必要があると考えているとの答弁がありました。

4点目に、防災情報を含めた情報提供の将来的な在り方についてです。この点については、現在、有線放送が運営されている甘木地域の一部及び朝倉地域、また、コミュニティ無線放送が運営されている杷木地域の具体的な事例について、説明を受けながら質疑を進めました。

まず、現行の防災行政無線放送と、地域情報を伝える放送の両方の機能を併せ持つような整備方法は考えられないのかとの声が住民からも上がっていることを踏まえ、今後の展望として、そのようなことは考えられるのか、市の基本的な考え方をたしました。

執行部によりますと、仮に、地域放送を市内全域に無線で整備しようとするのであれば、防災行政無線とは別の周波数が必要となるため、九州総合通信局へ申請し、電波の割当てを受けることと併せ、無線電波発信用の放送卓、親機、中継局、子局等の設備一式の整備が必要になるとのことです。

この場合にかかる費用は、機器代だけで約9億6,500万円と試算されており、これに計画策定費用、各種調査費用及び資材の高騰分等を加算すると、あくまで概算ではありますが、10億円を超える見込みであるとのこと。

また、有線での整備についても、現時点で導入されているエリアにおける加入率にも地域間で差があることから、採算性も含め地域による運営が可能になるだけの加入者が見込めるのか不透明であることと併せ、LINEやメールなど、地域放送以外の情報伝達手段が機能している地域があることを考慮すると、一概に必要とされているとは判断しにくいと考えているとのこと。

以上のことから、現在、市として一律の地域放送網を整備する考えは持っていないとのこと。

参考として、現在、有線放送で防災行政無線放送が聞けるようになっているのは、有線放送側にそのための機械設備があることによるもので、戸別受信機の性能次第で同様のことが可能になるわけではないとの説明がありました。

委員会では以上の質疑を踏まえ、議会基本条例に基づく委員間での自由討議を行い、さらに議論を深めました。まず、戸別受信機の設置に対し分担金を徴収することについては、仮に無償とした場合、本来設置を必要としない世帯からの申請も懸念されることから、一

定の金額を徴収することはやむを得ないと考えるものの、さきに述べた、条例中の減免規定を弾力的に運用することで、真に必要な世帯に広く配備が進むようにすべきものであるとの意見が出されました。

あくまで防災行政無線が聞こえないことに対する措置だと考えれば設置は無償とすべきではないかとの点は、ここでも再度議論されましたが、無線はあくまで防災情報を得るための手段の一つであること、それを住民が自ら選び取るという選択に対し、かかる経費の一部を負担するという考え方であろうとの意見もあり、この点は委員間でも意見の分かれるところでありました。

ただし、防災情報を様々な方法で広く市民に届けていくことは、市の責務であり、有効な情報伝達手段の検討が今後の課題であることは、全委員において確認しました。

また、今回配備予定とされているのが、防災行政無線放送のみの受信機であることについて、災害時を想定した様々な意見が交わされました。

まず、災害に直面したとき、住民の命と安全を守るためには、それぞれの地域で、そのときまさに起きている出来事を迅速に、1人でも多くの人へ伝えることが重要であり、地域ごとの情報がなければ、本当に有効な防災情報とは言えないとの意見が出され、それに同意する意見がありました。

一方で、確かに市が一律に放送する防災行政無線の内容だけでは、地域の情報を知らせる役割を十分に果たせないことは明らかであるが、その無線の放送内容でさえ聞こえづらい状況にある住民から受信機配備を求める声が上がっている現状も無視できないとの意見も出されました。

併せて、情報伝達に関する従来及び今後の市の姿勢として、テレビ放送、メール、各種アプリ等の活用を含めた多様な手段の確保と周知に努めるという方向性が示されていることから、人口減少とデジタル技術の発展が同時に進んでいくであろうこれからの社会を考えると、有線放送や無線放送に限定しない、様々な情報伝達の在り方を模索していかなくてはならない時期に来ているとの意見が出されました。

これまでに述べましたように、本条例は、防災行政無線戸別受信機分担金についての条例ではあるものの、住民の命を守るために本当に必要なことは何かという基本的な問題を避けては通れないことから、今後の地域放送の在り方も含め、委員会として議論を尽くしました。

現行の地域放送網に地域間で差があることや、今後の機器更新の見込み等も含めた、将来的な情報伝達の在り方については、時間をかけて考慮すべきものであり、一方で、目の前の問題として、防災行政無線の放送内容を屋内で聴取できる環境を望む住民の声があることを踏まえた判断が必要となります。

討論においては、反対討論として、防災行政無線は、災害が警戒される区域には当然聞こえるべきものであり、これは行政の責務であるから、戸別受信機は無償設置すべきであ

るという意見、また、住民間の公平・公正に配慮し、防災行政無線運営の抜本的な改善を図るための総合計画の策定を求める意見がありました。

また、賛成討論として、情報伝達の在り方に地域間で差があることは確かであるものの、屋外防災行政無線の放送内容が聞こえないという、長年の懸案事項は看過できるものではなく、一日も早い整備のために、本議案を可決し、次の展開として、デジタルツールを含めた多様な手段の活用による有効な情報伝達の在り方を探っていくべきであるとの意見、また、実際の事務の執行に当たっては、使用者からの分担金徴収について、減免等に関する規定の積極的な運用を求めたいとの意見がありました。

審査の結論を得るに当たりましては、質疑及び討論を通し、論点となった次の2点について、委員会として附帯決議を付すべきか検討しました。

1点目に、条例第6条「分担金の還付、減免又は徴収猶予」の規定の弾力運用についてです。戸別受信機の設置により、防災行政無線の放送内容がより正確に、多くの住民に聞こえるようになることは、実際にその希望が寄せられていることから、市として対応すべき事案であり、減免等の規定が弾力的に運用されることで、必要とされる世帯に広く配備されることを促そうとするものです。

2点目に、地域ごとの防災情報を含む情報伝達の在り方の検討についてです。住民の安全確保のため、地域で起きていることを迅速に伝える必要があることから、将来的な情報伝達の在り方について、市として、今後も検討を重ねるよう要望するものです。

本委員会としましては、住民の安心・安全を守ることが最優先であるとの立場から、本条例が、希望世帯への戸別受信機配備に必要な措置の一環であることを認めつつ、今後においては、デジタル社会の進展も見据えた、多様な情報伝達の在り方を検討していく必要性があるものとし、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、さきに述べた附帯決議については、本会議にも提出すべきものと決しました。後ほど、附帯決議案として提案理由の説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。8番熊本正博議員。

○8番（熊本正博君） 今、説明された中に、戸別受信機のメーカーはどこなのか、決まっているんですか、教えてください。

○議長（小島清人君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（北川清文君） メーカーについては、定かではありません。

○議長（小島清人君） 2番石井清治議員。

○2番（石井清治君） 常任委員会の副として、今の質疑に対して補足をいたします。

委員会の中の執行部からの説明におきましては、今回、分担金条例ということの制定でありまして、具体的な機種名等については、説明はございませんでした。以上です。

○議長（小島清人君） 熊本議員、よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第59号議案朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機分担金徴収条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた、第56号議案ほか2件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君登壇）

○環境民生常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました第56号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告をいたします。

まず、第56号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付を行うため、条例を制定するものです。

改正内容は、市役所窓口において、現在の印鑑登録証の確認による交付に加え、印鑑登録者が個人番号カードを持参し、暗証番号が確認できた場合は、印鑑登録証の提示を省略して交付できるものです。

また、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末を利用して、個人番号カードと暗証番号の入力により本人確認ができた場合も、印鑑登録証明書の交付ができるものです。コンビニ交付につきましては、全国の約5万4,000店舗において、朝6時30分から夜11時まで、土日祝日も交付ができます。なお、コンビニ交付可能な証明書は、住民票の写しと印鑑登録証明書のみであり、施行日は令和5年10月2日です。

審査に当たり、個人番号カードを利用することから、手続に関するトラブルについてた

だしました。

執行部によりますと、全国的に問題となっていることは、公的給付金の受取口座をひもづけする際に、本人ではなく、家族などの口座を登録する事案が発生しているとのことです。市役所窓口での受付については、本人名義の口座のみ登録できることの説明を行うこと、端末画面のログアウトを徹底する等、職員に対し、継続して注意を促しているとのことです。

なお、スマートフォン等を使用して、自分で手続をされた方に対しては、本人名義の口座登録を行ったのか確認はできませんが、現在のところ、市民の方から、不具合が出た等の相談は受けていないとのことです。

また、証明書の発行手数料についてもいただきました。執行部によりますと、市役所窓口とコンビニ交付、どちらも1通300円であり、現在の発行手数料と変わらないとのことです。

さらに、その他の各種証明書について、コンビニ交付の予定についてもいただきました。執行部によりますと、戸籍証明については、令和6年3月から全国の市町村窓口で交付申請が可能になる予定とのことです。一方、婚姻などの戸籍届やパスポート取得の手続において、戸籍の添付が省略される予定があり、今後、戸籍取得の機会が減少する見込みであるとのことです。

戸籍証明のコンビニ交付には、さらなるシステム改修費が必要であることから、証明発行件数の約7割を占める住民票の写しと印鑑登録証明書を、コンビニ交付の対象としているとのことです。

本委員会としましては、市民の利便性が向上することから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第57号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、こども家庭庁が発足し、所掌事務が厚生労働省からこども家庭庁へ移管されたことに伴い、厚生労働省令で定める基準が改正されたため、規定の整理を行うものです。

改正内容は第25条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

本委員会としましては、国の基準改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第58号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件はこども家庭庁が発足し、所掌事務が厚生労働省からこども家庭庁へ移管されたことに伴い、内閣府令で定める基準が改正されたため、規定の整理を行うものです。

改正内容は、第15条第1項第4号中及び第44条中において、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」とし、第37条第1項中、「同省令」を「同令」に改めるものです。

本委員会としましては、国の基準改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第56号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。3番飯田早苗議員。

○3番（飯田早苗君） 先ほど、ひもづけの問題が全国的にあっておりますけども、本市としましては、今まで不備が1件もなかったということでお聞きいたしました。

それで、大体どのようなチェック体制をとっていらっしゃるのか、今からどんどん、この個人カードでのいろんな出力とか、いろんなものが発生していくであろうというところで、本市としてはどういうチェック体制をとっているか、お尋ね申し上げます。

すみません。ちょっと反対か、賛成かという段階に入っているということで、申し訳ございません。今の件は取り下げさせていただきます。失礼しました。

○議長（小島清人君） 確認ですが、今の御意見は、反対か賛成か、どちらのお立場での御発言でしょうか。

質疑ということで、取り計らわせていただいでよろしいでしょうか。反対、賛成はなしということで、取り計らわさせていただきます。よろしいでしょうか。飯田議員、よろしいでしょうか。そういった取扱いで。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） ほかになければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第55号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時42分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案の上程を行います。発議案第3号をお開きください。

本日、議会運営委員会から発議案1件、総務文教常任委員会から決議案1件が提出されました。これらを一括上程します。

お諮りします。発議案第3号については、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、決議案第2号について、総務文教常任委員長に提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 北川清文君登壇)

○総務文教常任委員長(北川清文君) 附帯決議案の提案理由の説明をさせていただきます。

総務文教常任委員会に付託されました第59号議案朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機分担金徴収条例に対する附帯決議案の提案理由について申し述べます。

附帯決議案の内容につきましては、タブレットに記載のとおりでございます。

今般、防災無線等を屋内で聞ける受信機を設置するという入り口に入ってまいりました。やはり、将来的な地域放送——今回は分担金条例ですが——地域放送との絡み、もしくは防災無線との絡み、いろんな案件が醸し出されました。

まずは、聞こえない、もしくは聞きたいというところのエリアに設置するという考え方を重んじて、委員会としては、賛成多数により可決をしたものです。

ただし、分担金の取扱いについては、戸別受信機を真に必要なとする世帯への配備を円滑に進めるため、条例第6条分担金の還付、減免または徴収猶予の規定の弾力的な運用が望まれることとありますし、情報伝達の将来的な在り方については、執行部として熟慮を重ねられる必要があると考えます。

よって、地域の声に耳を傾けながら、住民の適切な避難行動へつなげるための計画性ある施策が展開されることを要請し、附帯決議案を提出するものであります。

提出に至った経過は、先ほど委員長報告において、御説明したとおりであります。何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(総務文教常任委員長 北川清文君降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 以上で、総務文教常任委員長の説明を終わります。

以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議案第3号をお開きください。これより追加議案の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

お諮りいたします。発議案第3号については、質疑を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

決議案第2号をお開きください。

次に、決議案第2号、第59号議案朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機分担金徴収条例に対する附帯決議についてを議題といたします。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りします。発議案第3号及び決議案第2号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

これより追加議案の審議に入ります。

お諮りします。発議案第3号については、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定しました。

それでは、発議案第3号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よつて、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定しました。

次に、決議案第2号、第59号議案朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機分担金徴収条例に対する附帯決議についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告をお聞きください。

諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前10時55分閉会

---

○議長(小島清人君) 市長。

○市長(林 裕二君) 令和5年第3回朝倉市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、議員各位には、条例の改正、補正予算など、合計15件の議案等につきまして、本会議並びに各委員会を通じて、慎重なる御審議を賜り誠にありがとうございます。

また、一般質問や議案審議を賜る中で、市政の各分野につきまして多数の御質問、御意見を頂きました。

第59号議案に対する附帯決議案をはじめ、いずれも真摯に受け止め、現状、課題について十分に認識し、今後の市政発展のために努めてまいり所存でございます。

そして、集中的な豪雨など、あらゆる災害への警戒を怠ることなく、災害はいつ、いかなる場所でも起こりうるものと肝に銘じ、市職員一丸となって、豪雨災害からの一日も早い復旧・復興と将来の発展を見据えたまちづくりに取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。